

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金
助成金交付規則

令和5年4月13日

規則第2号

最終改正 令和8年2月3日

(通則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う大学・高専機能強化支援事業（大学・高専機能強化支援事業（学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）及び大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）。以下「助成事業」という。）の大学・高専成長分野転換支援基金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めに従うほか、この規則の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、機構に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第16条の4第4項に基づき造成された基金（以下「基金」という。）を活用し、大学若しくは高等専門学校を設置者又はこれらを設置しようとする者に対して、学部等の設置その他組織の変更に必要な資金に充てるための助成を行うことにより、中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進することを目的とする。

(助成金の交付の対象及び助成額)

第3条 機構の機構長（以下「機構長」という。）は、助成事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として機構長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、基金予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象経費、助成額は、別表のとおりとする。

(申請手続等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、機構長が別に定める公募要領に基づき応募し、機構長から助成事業の実施者（以下「助成事業者」という。）として選定されたときは、助成金交付申請書（様式1）に機構が定める書類を添えて、機構長の指示する時期までに機構長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けようとする者は、前項に規定する助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 機構長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式2）を助成事業者に通知するものとする。

2 機構長は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 機構長は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 助成金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項の助成金交付申請書が機構に到達した日から30日以内とする。

5 機構長は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を機構長に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

第7条 助成事業者は、助成事業を遂行するために契約を締結し、また、支払を行う場合には、機構の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（助成事業の変更の承認等）

第8条 助成事業者は、助成事業の内容及び助成対象経費の額を変更しようとするとき

は、あらかじめ、計画変更承認申請書（様式3）を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

一 一事業年度における助成金の交付決定額及び助成対象経費の額に影響を及ぼすことなく、助成事業の目的の達成をより効率的にするために、助成事業の内容を変更する場合

二 一事業年度における助成金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、助成対象経費の額を、各経費の金額の50%以内で増減する場合

2 機構長は、前項の規定による計画変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、計画変更の決定を行い、計画変更承認通知書（様式4）を助成事業者へ通知するものとする。

3 機構長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（助成事業の中止又は廃止）

第9条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式5）を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構長は、前項の規定による事業中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、審査の上、中止又は廃止の決定を行い、事業中止（廃止）承認通知書（様式6）を助成事業者へ通知するものとする。

（助成事業の再開）

第10条 助成事業者は、助成事業の中止に係る事由が解消され、助成事業の再開ができるようになったときは、事業再開承認申請書（様式7）を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構長は、前項の規定による事業再開承認申請書の提出があったときは、審査の上、再開の決定を行い、事業再開承認通知書（様式8）を助成事業者へ通知するものとする。

（事業遅延の届出）

第11条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式9）を機構長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 機構長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

- 第13条 助成事業者は、助成事業を完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式10）を機構長に提出しなければならない。
- 2 助成事業者は、機構の事業年度が終了したときに助成事業が未完了の場合は、機構の事業年度終了に伴う実績報告書（様式11）を機構の事業年度終了後の翌年度の4月10日までに機構長に提出しなければならない。
- 3 助成事業者は、第1項及び第2項の報告書の提出期限について、機構長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 4 第2項に規定する助成金の交付の決定に係る機構の事業年度終了に伴う実績報告書には、翌事業年度に行う助成事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 5 助成事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第14条 機構長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第8条に基づき変更の承認をした場合は、その承認した内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成事業者に対して交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第15条 助成事業者は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、機構の事業年度が終了したとき及び助成事業を完了したときに消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式12）を機構長に提出しなければならない。
- 2 機構長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(助成金の支払)

- 第16条 助成金の支払は、原則として第14条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の全部又

は一部について概算払することができる。

- 2 助成事業者は、前項により助成金の支払を受けようとするときは支払（精算・概算）請求書（様式13）を機構長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第17条 機構長は、第9条の助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 助成事業者が、適正化法、施行令、又は本規則に基づく機構長の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- 三 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 助成事業者が、助成事業に係る教育研究を行う者として不適当と認められる場合
- 五 助成金の交付の決定後生じた事情により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（助成金の返還）

第18条 機構長は、第17条の規定による交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 機構長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様に扱うものとする。
- 3 機構長は、第9条第2項の規定による事業中止を承認した場合において、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条 助成事業者は、第17条第1項第1号から第4号までの理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき、年10.95%の割合で計算した加算金を機構に納付しなければならない。

- 2 前条第1項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。期限内に納付しなかった場合は、未納に係る金額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を機構に納付しなければならない。

（財産の管理等）

第20条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、機構長は、助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する額を機構に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第21条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、文部科学大臣が別に定める期間に準じる。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式14）若しくは財産処分報告書（様式15）を機構長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（助成金の経理）

第22条 助成事業者は、助成事業に要した費用について他の経理と区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

（報告の公表）

第23条 機構長は、第12条、第13条第1項及び第2項の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

（助成金調書）

第24条 助成事業者（地方公共団体が助成事業者となる場合に限る。）は、当該助成事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式16）を作成しておかなければならない。

（電磁的方法による提出）

第25条 申請者あるいは助成事業者は、適正化法、施行令又は本規則の規定に基づく申請、届出、報告その他機構に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条

の3第1項の規定に基づき機構長が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第26条 機構長は、適正化法、施行令又は本規則に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、助成事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、機構長は助成事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月13日から施行する。

附 則 (令和6年2月9日)

この規則は、令和6年2月9日から施行する。

附 則 (令和8年1月20日)

この規則は、令和8年1月20日から施行する。

附 則 (令和8年2月3日)

この規則は、令和8年2月3日から施行する。

別表

助成事業の名称		助成対象経費		助成額（上限額）
		区分	経費の内容	
大学・高専成長分野 転換支援助成事業 （学部再編等による 特定成長分野への転 換等に係る支援）	事業計画の選定から設 置認可申請又は届出ま でにおける、学部再編 等に向けた検討体制の 構築を実施する期間 （フェーズ1）	事務経費	人件費（教員人件費を含ま ない。）、旅費、会議費、謝金、 備品費、借料及び損料、消耗 品費、印刷製本費、補助員人 件費、その他諸経費、委託・ 外注費	30,000 千円以下
	設置認可申請又は届出 から開設までにおけ る、施設設備整備を実 施する期間（フェーズ 2）	その他	施設設備整備費、建物取得費	次の算定式に基づく額（2,500,000 千円未満） 助成額（A）＝事業費上限額基準（B）の範囲内で特定され た事業費×助成率（C） 事業費上限額基準（B）は、次の算定式により算出する。 （令和7年度以前の公募において選定された場合） （B）＝（D）＋（D）／6×（引上げ観点の該当数－引下げ 観点の該当数） （令和8年度以降の公募において選定された場合） （B）＝（D）＋（D）／8×（引上げ観点の該当数－引下げ 観点の該当数） （D）＝15,000 千円×計画対象学部又は学科の入学定員増数 【引上げ観点】

				<ul style="list-style-type: none"> ・授与実績を有しない学位分野に係る認可事項であること。 ・計画に伴う収容定員増数と収容定員減数の合計が、総収容定員の20%以上であること。 ・理学、工学及び農学分野の学位を授与できる学生数の割合が、学内で5%以上増加すること。 <p>(令和8年度以降の公募において選定された場合は下記観点も追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学全体の共同研究費等の受入額について、少なくとも1件は、単年度・1千万円以上の受入実績があること ・大学全体の寄附講座・寄附研究部門等における寄附金等について毎年度2千万円以上の受入実績があること。 <p>【引下げ観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存組織の定員増であること。 ・計画に伴う収容定員増数と収容定員減数の合計が、総収容定員の5%未満であること。 ・理学、工学及び農学分野の学位を授与できる学生数の割合が、学内で増加しないこと。 <p>助成率(C)は、本事業に選定された年度に応じて、次の算定式により算出する。</p> <p>(令和9年度以前の公募において選定された場合)</p> $(C) = 1 / 4 \times (D) \text{ に算入した定員増に伴う他組織の定員削減割合} + 1 / 2$ <p>(令和10年度以降の公募において選定された場合)</p> $(C) = 1 / 3 \times (D) \text{ に算入した定員増に伴う他組織の定員削減割合} + 1 / 2$
--	--	--	--	---

				員削減割合+ 1 / 3 ※助成額は上限額の範囲内に収まるよう、算定の過程で一定の調整を行う。
	学部等の開設から学部等の完成年度までにおける、自走化戦略の深化に向けた取り組みを実施する期間（フェーズ3）	事務経費	人件費（教員人件費を含まない。）、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託・外注費	40,000 千円以下
大学・高専成長分野 転換支援助成事業 （高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）	/	事務経費	人件費（教員人件費を含む。）、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、補助員人件費、委託・外注費	大学（一般枠）：1,000,000 千円以下、大学（特例枠）：400,000 千円以下、大学（ハイレベル枠）：1,500,000 千円以下（大学（一般枠）に加算して交付）、高等専門学校：1,000,000 千円以下
		その他	施設設備整備費、建物取得費	

様式1（第4条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

申請者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付申請書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第4条第1項の規定により、下記の金額について交付願いたく関係資料を添えて申請します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名
- 4 事業計画名
- 5 交付申請額 金 円
 （年度別内訳 円）
 年度 金 円
 年度 金 円
 年度 金 円

（申請者） 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度大学・高専成長分野転換支援基金助成金については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）第22条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

1. この助成金の助成の対象となる事業計画は、次のとおりとし、その内容は申請書類に記載のとおりとする。

助成事業の名称

事業計画名

（大学又は高等専門学校の名称）

2. 助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとする。
ただし、助成事業の内容の変更により、助成対象経費が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助 成 対 象 経 費	金	円
助 成 金 の 額	金	円
（年度別内訳）		
年度	金	円
年度	金	円
年度	金	円

3. 助成金の確定額は、助成対象経費の実支出額の合計額と、助成金の額とのいずれか低い額とする。
4. 助成事業は、原則として助成事業の終了予定年度の3月31日までに完了しなければならない。
5. 交付決定を受けた助成事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則に従わなければならない。

様式3（第8条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

申請者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金計画変更承認申請書

助成金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業計画の内容を変更したいので、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第8条第1項の規定に基づき、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名
- 4 事業計画名
- 5 変更理由
- 6 変更の内容

(1) 事業内容の対比

変更する事項	変更前	変更後

(2) 事業期間全体の助成対象経費等の対比

(単位：円)

区分	助成対象経費の名称	助成金の額	自己負担額	助成対象経費
変更前				
	計			
変更後				
	計			
差額				
	計			

(3) 事業年度ごとの助成対象経費等の対比

(単位：円)

年度							
変更前				変更後			
助成対象経費の 名称及び内容	助成金の 額	自己 負担額	助成対象 経費	助成対象経費の 名称及び内容	助成金の 額	自己 負担額	助成対象 経費
計				計			

(注) 1 必要に応じて表を追加し、計画変更のあるすべての事業年度について記載すること。

2 変更箇所を朱書きで示すこと。

様式4（第8条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者） 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

大学・高専成長分野転換支援基金助成金計画変更承認通知書

助成金の交付を決定した下記事業計画については、 年 月 日付け
第 号による計画変更承認申請により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第8条第2項の規定に基づき、計画
変更を承認したので、通知する。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名称
- 4 事業計画名

様式6（第9条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者） 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る事業中止（廃止）承認通知書

助成金の交付を決定した下記事業計画については、 年 月 日付け
第 号による事業中止（廃止）承認申請により、独立行政法人大学改革支援・学位
授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第9条第2項の規定に基づ
き、事業計画の中止（廃止）を決定したので、通知する。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名
- 4 事業計画名

様式7（第10条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

申請者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る事業再開承認申請書

年 月 日付け 第 号で事業計画の中止の決定を受けた事業については、下記のとおり事業計画を再開したいので、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第10条第1項の規定に基づき、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名
- 4 事業計画名
- 5 交付決定額 金 円
- 6 助成事業再開の発生年月日及びその理由

様式8（第10条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者） 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る事業再開承認通知書

年 月 日付け 第 号で事業計画の中止を決定した下記事業については、年 月 日付け 第 号による事業再開承認申請により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第10条第2項の規定に基づき、事業計画の再開を決定したので、通知する。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名 称
- 4 事業計画名

様式9（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

届出者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る事業遅延届

助成金の交付の決定を受けた事業計画の遅延について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名
- 4 事業計画名
- 5 遅延の原因及び内容
- 6 遅延に対する措置内容
- 7 助成事業の遂行及び完了の予定

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

報告者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金実績報告書

助成金の交付の決定を受けた下記事業計画について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第13条第1項の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

1 選定年度

2 助成事業の名称

3 大学又は高等専門学校の名

4 事業計画名

5 事業期間 年度～ 年度
(事業期間終了日： 年 月 日)

6 助成事業の収支決算

(1) 収入

(単位：円)

区分	交付決定額	計画額	実績額
助成金の額			
自己負担額			
計			

(2) 支出

(単位：円)

区分	交付決定額	計画額	実績額	
			執行額	返還額
助成金の額				
自己負担額				
計				

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

報告者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度 大学・高専成長分野転換支援基金助成金
事業年度終了に伴う実績報告書

助成金の交付の決定を受けた下記事業計画について、機構の事業年度が終了したので、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校 of 名称
- 4 事業計画名
- 5 助成事業の収支決算

(1) 収入 (単位：円)

区分	計画額	実績額
助成金の額		
自己負担額		
計		

(注) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第 9 条に基づき、当該事業年度の事業計画の変更が承認された場合には、「計画額」は変更後の額によること。

(2) 支出

(単位：円)

区分	計画額	実績額		
		執行額	翌年度繰越額	返還額
助成金の額				
自己負担額				
計				

(注) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第9条に基づき、当該事業年度の事業計画の変更が承認された場合には、「計画額」は変更後の額によること。

様式 12 (第 15 条第 1 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

報告者 所在地
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

年度 大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

助成金の交付の決定を受けた下記事業計画について、独立行政法人大学改革支援・
学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第 15 条第 1 項の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名 称
- 4 事業計画名
- 5 助成金額
金 円
- 6 助成金の確定等時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 7 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額
金 円
- 8 助成金返還相当額 (7 - 6)
金 円

様式13（第16条第2項関係）

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

請求者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度 大学・高専成長分野転換支援基金
助成金支払（精算・概算）請求書

助成金の交付の決定を受けた下記事業計画について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名
- 4 事業計画名
- 5 （精算・概算）請求金額 金 円
- 6 請求金額の算出内訳
- 7 必要とする理由
- 8 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

様式14 (第21条第3項関係)

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

申請者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る財産処分承認申請書

助成金の交付の決定を受けた下記事業計画について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第21条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名称
- 4 事業計画名
- 5 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

- 6 処分しようとする相手方 (所在地、氏名、使用の目的及び条件)

以上

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

報告者 所在地
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

大学・高専成長分野転換支援基金助成金に係る財産処分報告書

助成金の交付の決定を受けた下記事業計画について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付規則第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 選定年度
- 2 助成事業の名称
- 3 大学又は高等専門学校の名称
- 4 事業計画名
- 5 処分した財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

- 6 処分した際の相手方（所在地、氏名、使用の目的及び条件）

以上

様式16 (第24条関係)

年度大学・高専成長分野転換支援基金助成金調書

文部科学省所管

(地方公共団体名)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構		地 方 公 共 団 体								備 考
交付決定 の 額	助成率	歳 入			歳 出					
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち助成金 相当額	支出済額	うち助成金 相当額	

- (注) 1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該助成金の計上科目を記入すること。
 2 当該助成金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。